

# EV充電設備導入事業公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

運輸部門での温室効果ガス排出削減を図るために、電気自動車（以下「EV」という。）などのクリーンエネルギー車の普及が重要視されている。EVの普及は、充電インフラの整備と表裏一体とされており、その普及のためには充電設備の整備が必要となる。本事業により、市有施設にEV用の充電設備を試験的に整備し、環境性能に優れたEVの普及に向けたインフラ整備を行う。

EV充電設備の設置にあたっては、事業を円滑に実施するために最も適切な事業者を、優れた企画提案の内容や価格等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により選定することとし、本要領において、候補者を選定する公募型プロポーザルの応募資格、手続き、審査等の内容について必要な事項を定める。

## 2 事業の概要

- (1) 事業名 EV充電設備導入事業
- (2) 事業内容 別紙のEV充電設備導入事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期間 EV充電設備の利用を開始した日から起算して5年間以上とし、具体的な年数については、優先交渉権者との協議において決定するものとする。
- (4) 使用物件 山形市と事業者との協議の上、設備の設置が決定した施設の一部及びその駐車場の一部

## 3 参加資格

当該事業の公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、以下の要件を全て満たす単体企業とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 山形市契約規則（昭和39年市規則第18号）第25条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあっては、山形市の指名停止期間中でないこと。現在、競争入札参加資格者名簿に搭載されていない者も参加することができるが、誓約書（様式4）の提出までの間に登録すること。
- (5) 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 税の滞納がないこと。

#### 4 実施スケジュール

内 容	日 時
公募開始及び資料等の公開、質問の受付開始	令和6年6月11日（火）
実施要領及び仕様書に関する質問の受付期限	令和6年6月14日（金）午後5時
質問に対する回答	令和6年6月20日（木）午後5時
参加申込受付期限	令和6年6月24日（月）午後5時
企画提案書等の提出期限	令和6年7月2日（火）午後5時
審査委員会の開催	令和6年7月5日（金）
審査結果通知	令和6年7月上旬
協定締結	

#### 5 参加申込及び参加要件適格確認

- (1) 申込期間 令和6年6月11日（火）～6月24日（月）
- (2) 申込方法 提出書類を郵送（締切日必着）又は持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）
- (3) 提出書類
- ア 参加申込書（様式2）
  - イ 会社概要及び事業実績（様式3）
  - ウ 誓約書（様式4）
  - エ 秘密保持誓約書（様式5）
- (4) 提出部数 1部
- (5) 提出先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号  
山形市環境部環境課地球温暖化対策係
- (6) 参加要件適格確認
- 上記の5(3)で提出された書類について、参加要件適格が確認された者に対しては、参加要件適格通知書により通知を行う。参加要件を満たしていない者に対しては、参加要件不適格通知書により通知を行い、プロポーザルへの参加を認めない。

#### 6 企画提案書等の提出

上記「5 参加申込及び参加要件適格確認」により参加要件適格の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和6年7月2日（火）
- (2) 提出方法 提出書類を郵送（締切日必着）又は持参（持参する場合は、土日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）
- (3) 提出書類
- ア 企画提案書（様式6）
  - イ 事業実施体制書（様式7）
- (4) 提出部数 13部（正本1部、正本の写し12部）
- ※提出書類のデータ（PDF形式）を保存したCD-R・DVD-R 1枚を添付すること。

(5) 提出先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号  
山形市環境部環境課地球温暖化対策係

(6) 企画提案書作成上の留意事項

ア 企画提案書の様式は、A4用紙（両面印刷）とし、ページ番号を付与すること。また、8ページ（両面印刷で4枚）以内に収め、できる限り簡易な表現（図表・画像等を含む。）を用いて作成すること。

イ 企画提案書は、「ウ 募集内容」を参考に記載すること。また、「別表 評価基準表」の視点に沿って、わかりやすく具体的に記載すること。

ウ 募集内容

- ・利用者の利用料金や期間中の維持管理及び運営の形態を明示すること（事業期間終了後の所有・撤去などを含む）。
- ・予想される使用量（「ひと月あたり1基30回（1回当たり3時間）」等）を提示すること。
- ・事業開始時は、市有施設2か所程度へ設置し、その効果を検証したうえでの設置数拡大が可能なプランを提案すること。
- ・他社のプランと比較して、特に優れている点について示すこと。
- ・貴社の国内の充電設備設置実績と今後の設置拡大方針（計画）を示すこと。

## 7 実施要領及び仕様書等に関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。ただし、審査に支障を来す質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付期間 令和6年6月11日（火）から6月14日（金）午後5時まで
- (2) 質問方法 質問書（様式1）を使用し、午前9時から午後5時までの間に電子メール又は持参により提出すること。電子メールにより提出した場合は、その旨を担当へ電話で連絡すること。
- (3) 質問先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号  
山形市環境部環境課地球温暖化対策係  
TEL：023-641-1212（内線679）  
E-MAIL：kankyou@city.yamagata-yamagata.lg.jp  
※メールの件名は「（質問）EV充電設備導入事業」とすること。
- (4) 回答日時 令和6年6月20日（木）午後5時まで
- (5) 回答方法 山形市公式ホームページに掲載

## 8 プレゼンテーション

(1) 概要

令和6年7月5日（金）に開催するEV充電設備導入事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、「6 企画提案書等の提出」で提出した企画提案に沿って説明すること。また、あわせて質疑応答も行う。

プレゼンテーションの時間等の詳細については、「5 参加申込及び参加要件適格確認」の参

加要件適格通知書と併せて通知する。

(2) 説明要領

- ア 参加できる人数は3名以内とし、説明は原則当該事業の担当者が行うこと。
- イ 時間は20分以内（説明10分、質疑応答10分）とする。
- ウ 順番は、法人名又は事業者名の五十音順とする。
- エ 他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

9 審査

審査委員会で「別表 評価基準表」に基づき評価を行う。

(1) 失格

- 次に掲げる項目のいずれかに該当するものは、失格とし、審査の対象としない。
- ア 提出した書類に虚偽の記載のあるもの
  - イ 期間内に提出書類が提出されなかつたもの
  - ウ 審査会の委員に対して、直接間接を問わず接触を求めたもの又は接触したもの
  - エ 審査結果に影響を与えるような工作をしたもの
  - オ その他、実施要領に違反するもの

(2) 審査結果

- ア 各審査委員の評価点の合計得点が最も高い上位1者を、契約交渉順位第1位の候補者（以下「第1位の候補者」という。）として選定し、2番目に合計得点が高かった者を契約交渉順位第2位の候補者（以下「第2位の候補者」という。）として選定する。合計得点の最も高い者が2者以上いるときは、「別表 評価基準表」に掲げる企画提案の内容の評価点が高い者を上位とし、それでも決しない場合、審査委員会で多数決により選定するものとする。
- イ 各審査委員の評価点の合計得点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補としない。
- ウ 企画提案をする者が1者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価点の合計得点が配点合計の6割以上となった場合に限り、第1位の候補者として選定する。
- エ 審査の結果は文書により通知し、山形市公式ホームページで公開する。なお、電話や手紙等による審査結果に関する問い合わせには一切応じない。
- オ 審査結果について、異議を申し立てることはできない。

10 公募型プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 参加者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式8）にて届け出ること。
- (3) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (5) 書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるも

のとする。また、造語及び略語は、専門用語又は一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。

- (6) 複数の企画提案書の提出はできない。
- (7) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。(山形市が補正等を求める場合を除く。)
- (8) 公募型プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (9) 選定された参加者の企画提案（プロポーザル）に盛り込まれた内容がすべて内容になるとは限らない。

## 11 協定・契約に関する基本事項

- (1) 契約交渉

第1位の候補者との協議が不調となったと山形市が判断した場合は、第1位の候補者との交渉を終了し、第2位の候補者を繰り上げ、協議を行う。

- (2) 協定書の締結

第1位の候補者と協議を行い、内容について合意の上、EV充電設備導入事業に係る協定書を締結する。

なお、第2位の候補者を繰り上げた場合も同様とする。

## 12 その他

本公募型プロポーザルに係る提出書類については、誓約書（様式4）を除き押印不要とする。

## EV充電設備導入事業 公募型プロポーザル 評価基準表

評価項目		評価の参考	評価の視点	配点	
1 事業実施能力	事業実績	会社概要及び事業実績（様式3）	本事業と同種又は類似の事業実績はあるか。	10点	
	実施体制	事業実施体制書（様式7）	維持管理の方法は具体的で、かつ、市に負担を与えないものとなっているか。※1	10点	
2 企画提案の内容	充電設備の整備	企画提案書（様式6）	設備に故障や異常が生じた場合、ほかの電気系統に波及しない設計であるか。	10点	
			建物や既存の系統・配管等に損傷を与えない施工方法であるか。	10点	
			故障・苦情対応時において、不測の事態に配慮した提案か。	10点	
	維持管理及び緊急時等の対応		契約満了時のEV充電器の取扱は具体的になっているか。※2	10点	
			途中解約における取決め（違約金等）が明確になっているか。	10点	
	事業スケジュール		具体的な計画により事業が実施されるか。	5点	
			利用者の利用料金は明確で廉価なものか。	5点	
	利用料金及び利用の方法		市民が利用しやすい仕様となっているか。※3	5点	
			市内事業者の活用はあるか。※4	5点	
	付加提案事項		EV充電器を設置した際の周知方法は優れたものかどうか。	5点	
			スマホ充電、Free Wifiなどの付加価値はあるか。	5点	
			二酸化炭素排出係数の低い電力の活用はあるか。	5点	
			その他、優れた提案はあるか。	20点	

※1 過去の実績に基づき、山形市において想定される故障等発生時の施設への影響や山形市職員の関与の必要性について記載してください。

※2 規定の保守運用期間終了後の期間延長・更新の可否・年数についても記載してください。

※3 およそその充電時間など、充電器の性能・速度について記載してください。

また、決済方法について、具体的な分類及びサービス名とともに提示してください。

例：クレジットカード（VISA、JCB、…）、電子決済（PayPay、WAON、…）

※4 地元業者支援の観点から、新規引き込み・設置運営・保守等において、無理のない範囲での市内事業者の活用をご検討ください。